

第2回 水道料金等審議会 議事要旨

日 時	令和8年7月1日(水) 10時00分～12時00分	
場 所	知多市役所 協議会室	
出席者	委 員	会長、副会長、 委員7名
	事務局	都市整備部長、下水道課長、下水道課 課長補佐、下水道課統括主任、担当職員
次 第		
1 前回審議会における質問への回答		
2 議事		
3 その他		
1 前回審議会における質問への回答	事務局：前回審議会において、市内に汚泥を有効利用する企業が進出したが、連携を検討しているかという質問がありました。これについて、改めて回答します。現在、汚水処理で発生する汚泥は、処理コスト削減のため近隣市と共同して焼却処分しており、焼却後の汚泥はセメント等の原料として有効利用されています。この取り組みにより、コスト削減と汚泥の有効利用が既に図られていることから、質問のあった企業との連携は現時点では特に検討していません。	
2 議事	(事務局)	
(1) 課題の整理	・資料による説明	
(2) 下水道使用料改定の考え方	委員：人口減少が進む中で、下水道使用料収入の見込みに用いている請求件数が増加傾向の推計となっているが、その根拠は何か。 事務局：本市は人口が減少する一方で世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人数が減少しています。5人世帯が1人減る場合と1人世帯が1人減る場合とでは排水量の減り方が異なるため、請求件数と1件当たりの排水量をもとに全体の排水量を推計しています。	
(3) 令和9年度下水道使用料改定の方針(案)	委員：投資計画のグラフを見ると、令和11、12年度だけ投資額が大きく落ち込んでいるが、理由は何か。 事務局：5年間の中期計画に基づき、点検・設計・工事の実施サイクルを反映した実態に近い金額を計上しているためで	

	す。令和13年度以降は、ストックマネジメント計画等に基づく推計額として一定の金額を計上しています。 委員：使用料対象経費が令和12年度をピークに減少しているが、イメージとして、資金が不足する状況、収支が厳しくなる状況が続くのであれば、使用料対象経費は増加するはずではないか。 事務局：適正な使用料水準（単価150円／m³）でも賄いきれない資本費について一般会計で負担すべきという考え方があります。令和12年度以降は汚水処理原価が150円を超える見通しのため、その超えた分を使用料対象経費から控除していることにより、結果として令和12年度以降、使用料対象経費がほぼ一定となる推計となっています。 委員：使用料収入の見積りに用いている人口・世帯数の推計は、市の総合計画や人口ビジョンにおける推計と整合しているのか、下水道課独自の推計か。 事務局：近年の動向を踏まえ、下水道課で独自に推計したものです。 委員：令和8年度から一般会計繰入金で1億円減額されることで、内部留保資金残高が減少する見通しになっているという理解でよいのか。 事務局：おっしゃるとおりです。 委員：企業債の借入利率（30年債3.30%、20年債2.80%）について、直近の金利情勢を踏まえた見込みであるか。 事務局：物価上昇率については国の見通しが示されていますが、金利については明確な将来見通しが得にくく、近年の上昇傾向により推計すると過大な数値となるため、現時点で把握している最新の利率を用いて推計しています。 委員：令和13年度末時点での経費回収率について、具体的な中間目標はあるのか。 事務局：経営戦略で掲げているのは令和16年度単年度の経費回収率のみであり、現時点で明確な中間目標はありません。資金不足のリスクや世代間の負担の公平性も考慮しながら、今回の審議会の後半で全体の改定率について審議いただきたいと考えています。
--	--

(4) 令和9年度 下水道使用 料改定の検 討	(事務局) ・資料による説明 委員：今回の改定案について、処理場(東部・南部)によって使用料体系を分けるのか、それとも統一するのか。 事務局：処理場別に使用料体系を分けることは考えていません。現行の使用料体系でも同じ体系を用いており、変更しない考えです。 委員：2回目の改定率の目安は、現行の使用料体系を基準にしているのか、それとも1回目の改定後の使用料を基準にしているのか。 事務局：1回目の改定後の金額に対する改定率となります。 委員：グラフでは令和16年度にこの目標を達成することになっているが、それ以降はどう考えているのか。 事務局：目標としている経費回収率・内部留保資金残高の水準は令和16年度以降も維持する必要があると考えています。人口減少や物価上昇が続いた場合には、その時々で判断する必要があります。そのため、5年サイクルで使用料水準の妥当性を検証し、必要な使用料体系を随時見直していく予定です。 委員：下水道使用料は、上水道料金の改定と同時に行うものなのか。 事務局：上水道・下水道はそれぞれ別事業として運営しており、料金改定の判断もそれぞれで行っています。結果として両方が同時期に上がることもあり得るかと思います。 会長：上水道は令和6年度に改定し令和7年度に施行済みで、下水道は少し遅れて議論している状況である。 委員：目安として示された改定率によって2回目の改定をした場合、使用者が累計で負担する金額は、案1が安くなるということだが、この場合、令和16年度の目標を達成した後、次の改定時期がより早く来ってしまうという理解でよいか。 事務局：そのように考えた場合の使用料累計収入額は、確かに少なくなりますが、令和16年度以降も5年ごとに、収支の見通しをもとに使用料水準を検証し、その時々状況に応じて対応していきたいと考えています。 委員：内部留保資金で、大規模災害時の被害に実際に対応でき
--	---

るのか。

事務局：大規模な被害については、国の補助や一時的な借入等での対応も想定されます。内部留保資金は、まず通常の維持管理費用や応急復旧にかかる資金に充当することを想定しています。

委員：下水道分野には業界単位の保険制度があると考えられる。災害時は減免により収入が減る一方、人件費等の固定費は出ていくため、その分の内部留保が必要と思われる。復旧費については国庫補助制度があるが、南海トラフ等の大規模災害では今後補助が縮小する可能性もあり、耐震化等で被害自体を抑える経営努力が重要と考える。

委員：近隣市町村との使用料水準の比較データはあるか。

事務局：第1回審議会資料の8ページで1か月当たり20m³使用した場合の下水道使用料について、近隣の4市と類似団体との比較グラフを提示しています。これを前提とすると、案1～3のいずれによっても、他自治体と比べて極端に高い水準とはならない見込みとなっています。

委員：類似団体も含めて広域処理している団体もあるため、単独処理を行う団体同士で比較した方がより分かりやすいのではないか。

事務局：類似団体は単独処理を行う同規模人口の団体を選んで比較していますので、ある程度、公平な比較となっていると考えています。

（案の選定に関する委員間の意見交換まとめ）

物価上昇や年金生活者への影響を踏まえ「改定率・改定金額は可能な限り低く抑える方がよいが、下水道事業の今後の経営を考えるとある程度の使用料収入を確保する必要がある」との認識のもと、市民生活への急激な影響を避けつつ経営の安定化も図れる「案2」を妥当とする意見が委員の多数を占めた。最終的に会長が委員の意見を集約し、全体の改定率については「案2」とすることで確認された。

(5) 下水道使用料体系について	(事務局) ・資料による説明 委員：説明の際に「工業地帯はここに含まれません」という言葉があったが、この意味を改めて教えてほしい。 事務局：本市では、臨海部を始めとした工業地帯が下水道区域に入っておらず、浄化槽等で排水を処理しています。そのため下水道使用料は収受しておらず、大口使用者が少ない状況になっています。したがって、例えば従量使用料のうちの使用量の大きい区分の単価を増額しても、母数が少ないため全体の使用料収入の大幅な増加は見込めない状況となっています。 委員：次回に向けて、現状の調定件数(大口・少量それぞれ)、それぞれの排水量が全体に占める割合、使用料収入に占める割合、固定費の割合など、現状のデータを整理して示してほしい。
3 その他	(事務局) ・今後のスケジュールについて説明